

明和町トライアル・サウンディング調査 実施要項

令和7年2月

明和町

目次

1.	募集の主旨	2
2.	トライアル・サウンディング制度概要	3
3.	期待される効果.....	4
4.	トライアル・サウンディング事業者募集に関するスケジュール	4
5.	対象施設.....	5
6.	トライアル・サウンディングの流れ.....	9
7.	参加資格条件等.....	9
8.	利用申請方法.....	10
9.	提案の要件	11
10.	事業実施にあたって.....	12
11.	留意事項.....	12
12.	モニタリング・ヒアリング	13
13.	その他	13
14.	事務局	14

1. 募集の主旨

明和町では、町内の史跡齋宮跡周辺のほか、歴史的資源の公園整備とそれらを有機的に繋ぐ施設の整備などを進めてきました。しかしながら、町内には地域住民によって守られてきた貴重な資源が数多く点在しており、また来訪者をもてなす状態になっていません。これらの観光資源を最大限に有効活用し、魅力的な観光地として認知されるとともに、史跡齋宮跡を中心に点在する貴重な資源の整備を通じて利便性の向上、地域ぐるみでの受入体制の整備など、来訪者がまちの魅力を実感し、堪能できる回遊性の高いサイトミュージアムとしての高質空間の形成が課題となっています。

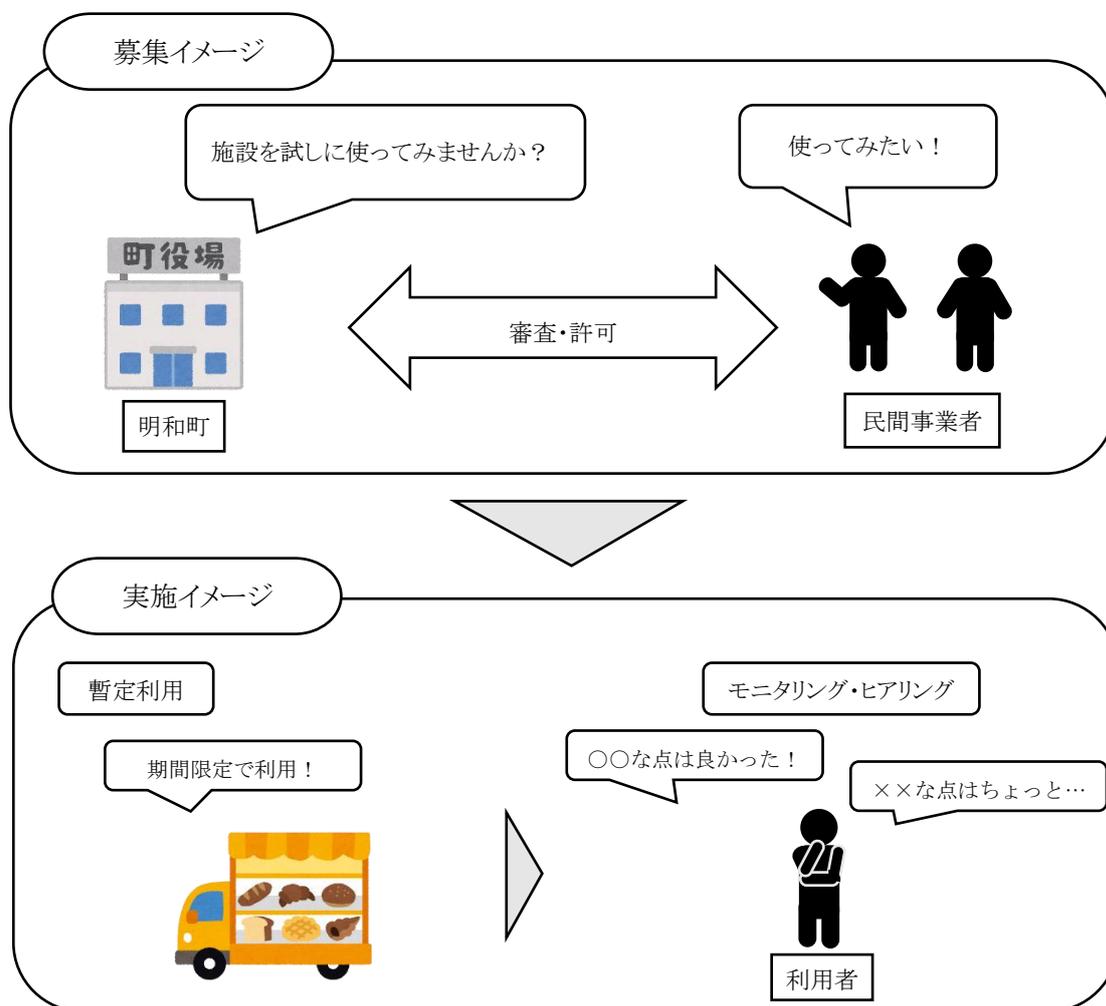
これらの課題解決に向けて、令和5年度に、国土交通省の補助事業である「先導的官民連携支援事業」の採択を受け、史跡齋宮跡内の公園施設について、官民連携を含めて、施設の在り方や、運営方法の再検討を実施しました。（「史跡のまちづくり」における地域活性化拠点創出の官民連携手法検討調査報告書：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001762213.pdf>）本調査では、民間事業者などのヒアリングを実施し、カフェやショップ、サテライトオフィスなど、さまざまな可能性に基づく提案がなされました。

これらの提案を受け、史跡内の施設や都市公園等を中心に飲食・滞在等による町の活性化の方法を模索するため、社会実験として、公共施設等の使用を希望する民間事業者を広く募集し、一定期間、無料で実際に使用していただく「トライアル・サウンディング」を実施します。

2. トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは町が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間実際に使用してもらうことで施設の利用可能性を検討する制度です。町は、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性等を確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性等を確認することができます。

公共施設等の持つポテンシャル、魅力を最大限に引き出すため、民間事業者の皆様と公共施設の持つ可能性について調査することが目的です。トライアル・サウンディングの結果を踏まえて、本格利用希望者の募集について検討します。



3. 期待される効果

本事業により、次の効果が期待できると考えています。

(1) 民間事業者のメリット

- ① 対象となる公共施設においてアイデアのニーズがあるか、コンセプトがマッチしているか、確認することができます。
- ② 立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができます。
- ③ 本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担が少なく参入しやすいです。
- ④ 収益性など、市場ニーズを確認することができます。

(2) 本町のメリット

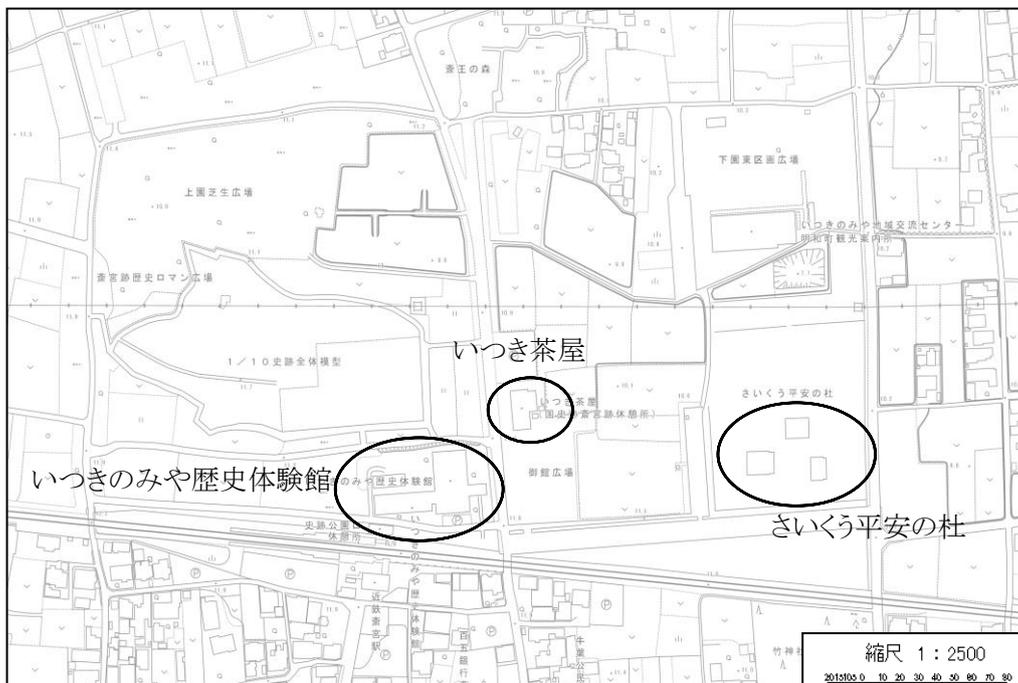
- ① 早い段階で市場性を確認することで、幅広い検討・事前の課題発見が可能になります。
- ② 短期間、季節感のあるイベントの誘発につながります。
- ③ 民間事業者からの提案による公共施設の魅力・アピール力の向上につながります。
- ④ 民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができます。

4. トライアル・サウンディング事業者募集に関するスケジュール

日 程	内 容
令和7年2月5日（水）	実施要項の公表
令和7年2月5日（水）～令和7年3月5日（水）	申請書類の提出
令和7年2月17日（月）	説明会
令和7年3月11日（火）～令和7年3月13日（木）	ヒアリング（必要な場合）
令和7年3月14日（金）	事業者選定
令和7年3月下旬ごろ	指定管理者と協議
令和7年4月1日～	トライアル・サウンディングの実施

5. 対象施設

トライアル・サウンディングの対象施設は下記の図のとおりです。対象施設に関する詳細は、下記の表をご確認ください。



(1) いつきのみや歴史体験館

項目	内容																																
所在地	三重県多気郡明和町大字斎宮 3046 番地 25																																
建築年	平成 11 年																																
構造	木造平屋																																
敷地面積	4,402.98 m ²																																
建築面積	1,300.08 m ²																																
床面積	976.48 m ²																																
施設内容	受付、事務室、体験コーナー、試着室、回廊、体験室 1、体験室 2、体験室 3、門及び中門廊、野外学習外																																
使用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の喫煙は禁止します。 建物や物品に臭いや色移り等影響を与える事業は禁止します。 																																
位置図	<table border="1" data-bbox="1181 1366 1324 1444"> <tr> <td>受付</td> <td>5.16</td> <td>体験室1</td> <td>105.88</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>129.28</td> <td>体験室2</td> <td>105.88</td> </tr> <tr> <td>試着室</td> <td>115.20</td> <td>体験室3</td> <td>63.28</td> </tr> <tr> <td>回廊</td> <td>20.00</td> <td>回廊</td> <td>20.14</td> </tr> <tr> <td>体験室</td> <td>63.28</td> <td>庭場</td> <td>25.14</td> </tr> <tr> <td>野外学習場</td> <td>102.84</td> <td>築山</td> <td>58.14</td> </tr> <tr> <td>門及び中門廊</td> <td>14.28</td> <td>体験室計</td> <td>274.98</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>4402.98</td> <td>建築面積</td> <td>1300.08</td> </tr> </table>	受付	5.16	体験室1	105.88	玄関	129.28	体験室2	105.88	試着室	115.20	体験室3	63.28	回廊	20.00	回廊	20.14	体験室	63.28	庭場	25.14	野外学習場	102.84	築山	58.14	門及び中門廊	14.28	体験室計	274.98	敷地面積	4402.98	建築面積	1300.08
受付	5.16	体験室1	105.88																														
玄関	129.28	体験室2	105.88																														
試着室	115.20	体験室3	63.28																														
回廊	20.00	回廊	20.14																														
体験室	63.28	庭場	25.14																														
野外学習場	102.84	築山	58.14																														
門及び中門廊	14.28	体験室計	274.98																														
敷地面積	4402.98	建築面積	1300.08																														
施設の現況																																	

(2) いつき茶屋

項目	内容
所在地	三重県多気郡明和町大字齋宮 2969 番地 4
建築年	平成 15 年
構造	木造二階建て
敷地面積	1,012.06 m ²
建築面積	280.07 m ²
床面積	274.11 m ²
施設内容	ロビー、休憩室、給湯室、事務室、便所等
使用上の留意事項	・敷地内の喫煙は禁止します。
平面図	
施設の現況	

6. トライアル・サウンディングの流れ

1	説明会	令和7年2月17日（月）開催。
2	質問	随時受付。
3	参加受付	暫定利用を希望する事業者から提案を受付。 提案時には、8. 利用申請方法（1）書類提出に示す①～④の書類を提出してください。
4	提案内容の審査	参加資格や提案要件を満たしているかを事務局で審査します。必要に応じて、提案内容や実施方法等についてヒアリングを行います。 トライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
5	使用許可	事務局から認定事業者へ、許可書を交付します。
6	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。
7	モニタリング・ヒアリング （使用実績報告書提出）	暫定利用中及び終了後、利活用方法について意見交換を行います。この際、実績報告書を事務局へ提出していただきます。

※事業の実施は、その後の公共施設等の利活用に関する提案事業の採択を保証するものではありません。

7. 参加資格条件等

（1）参加条件

- ① トライアル・サウンディングにより暫定利用の対象となる者（以下「対象者」といいます。）は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- ② 対象者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続きを行ってください。

- ③ 対象者は、本町及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、対象者及び対象者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ④ 破産者で復権を得ない者。
- ⑤ 明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第3号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。
- ⑥ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村民税を滞納している者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、明和町暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第1号及び第2号の規定に基づく排除措置対象法人等のほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑧ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者。

8. 利用申請方法

(1) 書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

- ① トライアル・サウンディング参加申込書（様式1）
 - ※利用期間は、原則、最短1日～1週間程度とします。
 - ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては日時の変更をお願いする場合があります。
- ② 利用希望者概要書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ その他、町が求める資料

(2) 説明会・質問

① 説明会

日時	令和7年2月17日(月) 10時30分～11時30分
場所	いつきのみや地域交流センター

参加を希望する場合は、令和7年2月13日(木)午後5時までに電子メールにて、説明会参加申込書(様式4)をご提出ください。

② 質問

質問は随時受付となります。質問事項を電子メールにてご提出ください。個別に対応します。

(3) 申請内容の審査

事務局において申請書類を審査します。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施します。また、事業内容や回数等について、本町がトライアル・サウンディングの目的から逸脱していると判断する場合や、単に行政財産使用料等の免除を目的とした事業であると判断する場合等は、事業の実施を認めません。

9. 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 対象施設に関するものであること。
- ② 確実に実施できる利用内容であること。
- ③ 施設利用者の利便性、サービス及び満足度が向上する提案内容であること。
- ④ 暫定利用にあたって、町の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、町が本事業との関連性が低いと判断する行為

10. 事業実施にあたって

(1) 事業実施

許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設等を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、事業実施期間中は、許可書を携行するようにしてください。また、審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(2) 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。また、町に緊急性を要する事情等が発生した場合、暫定利用を一時停止又は中止していただく場合がございます。

11. 留意事項

(1) 使用料等の条件

① 施設使用料

社会実験を行うにあたり、暫定利用に係る施設使用料は無料とします。ただし、暫定利用に伴い、水道光熱水費等は、施設により相当の負担金を徴収する場合があります。

② 費用負担

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

③ 原状回復

暫定利用後における原状回復に係る費用は暫定利用者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

② 無断使用の禁止

暫定利用者の提出書類については、提案審査以外で暫定利用者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(3) その他

① 提案事業の実施

提案事業の実施にあたっては、事務局及び当該施設の指定管理者と協議のうえ行うこととします。

② 損害の責任

暫定利用者の提案する事業の実施により町又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を暫定利用者が負います。

また、事業者が責任をもって事業を遂行し、事業実施に伴うリスクは暫定利用者が負うものとします。

③ 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとします。

④ 失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本要項に定める資格要件を満たさない場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他、町が定める手続きを遵守しない場合

⑤ その他

申請書類提出後に申請を取り下げる場合は、申請取下届（様式5）を提出してください。

1 2. モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

暫定利用中に事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力することとします。

(2) ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。その際に、暫定利用者は実績報告書（様式6）を町に提出するものとします。

1 3. その他

本要項に定めるもののほか、トライアル・サウンディングの実施に関し必要な事項は別に定めます。

14. 事務局

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

明和町役場 齋宮跡・文化観光課

電話番号 0596-52-7126

ファックス番号 0596-52-7133

電子メールアドレス saikuuato@town.mie-meiwa.lg.jp